

Yonago East Weekly



【平和という未来に希望を持ち、ロータリーの出会いを楽しみましょう】

- 創立／1968年4月24日 ● 事務所／米子市西福原1-1-55 スマイルホテル米子 Tel(0859)32-5531
 ● 例会日／水曜日12:30～13:30 ● 例会場／A N A クラウンプラザホテル米子
 米子市久米町53-2 Tel(0859)36-1111
 ● 会長／佐田山有史 ● 幹事／船田正一 ● 会報／松浪昭二

出席報告

会員数：112名
 出席数：77名 欠席数 28名
 出席免除会員 7名：荒川(雄)君 杉原(弘)君
 新納君 宮本(守)君 高橋(孝)君 小谷君 植田君
 出席率 74.6%

ビジター

鳥取大学医学部1年 堤 梨愛様 濱田 翔様

メイクアップ

5/23 米田政史君 楠明彦君 (米子中央RC)
 5/23 会員6名 (5 RCリーグ 戦合同練習会)
 5/24 立脇功二君 (苫小牧RC)
 5/26～29小林慎一君 (国際大会：シンガポール)



【会長挨拶】

皆さん、こんにちは。
 いよいよ会長挨拶もあと3回
 となりました。先月、韓国の

芸場ロータリークラブを訪問しまして、世界遺産の広大な昌徳宮(チャンドックン)という庭園を散策しました。芸場ロータリーのチョン・テウォン会長が子供の頃、おそらく50年か60年くらい前だと思いますが「日本のお母さんがいましたよ」と言われました。李方子(りまさこ)さんです。日本の元皇族、梨本宮守正王と伊都子様の第1王女としてお生まれになり、ご本人が16歳の時、朝起きて何気なく新聞を開いたら皇太子裕仁親王(昭和天皇)のお妃候補の記事を発見し大変衝撃を受け母より「天皇の思し召し」であると説得を受けましたが縁談はまともらず2年後の1918年、500年続いた李氏朝鮮第26代国王高宗の皇太子「李垠」とご結婚されます。1945年終戦後は皇族としての身分を喪失され、戦後は日本に住んで資産を売却しながら細々と生活を送っておられました。当時生活していた邸宅は、現在は赤坂プリンスホテルが建っています。その後、韓国で障害児教育に取り組み、知的障害施設、免疫園、知的養護施設、慈恵学校などを設立・運営され素晴らしい社会活動を行っておられました。韓国政府より牡丹勲章、韓国国民勲章第一等を授与され、戦後は日本の皇族とも交流を深めたようでございます。時代に翻弄されながら懸命に生きていく一人の女性の運命、深い歴史の哀愁、昌徳宮の庭園にいると彼女がその場に佇んでいる光景が浮かんできました。皆様も機会がありましたら、ぜひお出かけください。どうもありがとうございました。

スマイルBOX 11,000 円 (1,087,100 円)

結婚記念日祝：新納(哲)君 足立(耕)君
 石部君 小土井君 中村(剛)君

❖何とありえないと思ってましたが嫁にいました。
 嫁ぎ先は岡山市東区のものどかな田園地区です。
 名前は旧姓のまま活動します。初めから別居夫婦ですが皆様に幸せの御裾分けです♡。桶村清子君

《幹事報告》



- (1)シンガポール国際大会5/24～29
 昨年はメルボルンで2年連続でのご参加
 (小林慎一会員増強・維持委員長)
 (2)6/5次年度クラブ協議会ご案内
 (3)次回6/5例会プログラム
 ・雑誌委員会 Rの友 西村弥子会員
 ・「私の職業」河上定弘会員・長谷川幹也会員
 (4)他クラブの例会変更等は掲示板を参照



山崎雅行会員 2024.5.31付で退会



世界に希望を生み出そう

世界に希望を生み出そう
 CREATE HOPE in the WORLD

<本日のプログラム>



「オレンジリボン運動と子どもの人権について」
鳥取県西部総合事務所県民福祉局 米子児童相談所 大下幹男所長

オレンジリボン運動と子どもの人権について



鳥取県西部総合事務所県民福祉局米子児童相談所
大下 幹男

オレンジリボン運動とは

「オレンジリボン運動」は、子ども虐待防止のシンボルとしてオレンジリボンを広めることで、子ども虐待をなく呼びかける市民運動です。

オレンジリボン運動を通して子どもの虐待の現状を伝、の方に子ども虐待の問題に関心を持っていただき、市民ワークにより、虐待のない社会を築くことを目指してい

(児童虐待防止全国ネット)



https://www.orangeribbon.jp/about/orange-ribbon.php

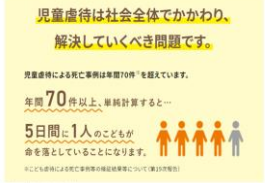
オレンジリボン憲章

私たちは、子どもの成長と発達を支援することが社会全体の責任であることを自覚して、次のとおり行動します。

- ♥私たちは、子どものいのちと心を守ります。
- ♥私たちは、家族の子育てを応援します。
- ♥私たちは、里親と施設の子育てを支援します。
- ♥私たちは、地域の連帯を広げます。



児童虐待の種類



・内容別件数 (令和4年度)

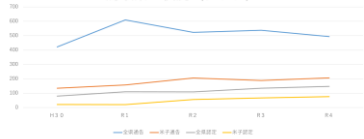
身体的虐待	ネグレクト	性的虐待	心理的虐待	統計
51,678(23.6%)	35,556(16.2%)	2,451(1.1%)	129,484(59.1%)	219,170(100%)
○心理的虐待の割合が最も多く、次いで身体的虐待の割合が多い				
・経路別件数				
家族 本人	近隣 本人	児童 本人	児童 本人	児童 本人
15,436 (8.4%)	24,174 (11.0%)	2,822 (1.3%)	9,554 (4.4%)	1,741 (0.8%)
保護所 児童	区 児童	警察 児童	児童 本人	児童 本人
202 (0.1%)	3,886 (1.8%)	112,965 (51.5%)	79 (0.0%)	552 (0.3%)
児童 本人	児童 本人	児童 本人	児童 本人	児童 本人
14,987 (6.8%)	496 (0.2%)	14,715 (6.7%)	219,170 (100%)	

○危険経路を警告する虐待が50%を超える

・鳥取県の状況：内容別件数 (令和4年度)

身体的虐待	ネグレクト	性的虐待	心理的虐待	統計
61(41.2%)	23(15.5%)	2(1.3%)	62(41.8%)	148(100%)
○身体虐待と心理的虐待の割合が同じくらい多い				
経路別件数				
家族・近隣	児童本人	児童本人	児童本人	児童本人
24 (16.2%)	13 (8.7%)	10 (6.7%)	1 (0.6%)	13 (8.7%)
児童 本人	児童 本人	児童 本人	児童 本人	児童 本人
1 (0.6%)	13 (8.7%)	4 (2.7%)	45 (30.4%)	34 (22.9%)
児童 本人	児童 本人	児童 本人	児童 本人	児童 本人
14 (9.4%)	1 (0.6%)	1 (0.6%)	148 (100%)	

鳥取県の状況 (グラフ)



「189」虐待通告ダイヤル (いちばやく)

児童虐待防止法第6条

「児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所もしくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。」

通告が対応の端緒となります。虐待防止啓発活動では地域の皆さんに虐待かもしれないと思ったら、市町村や児童相談所への通告をお願いしています。

条約の内容

「子ども」を「18歳未満の全ての者」と定義。生まれてから18歳になるまでの全ての者に権利を保障すること。また、父母その他の子どもの保護者が、子どもを「発達しつつある能力に適合する方法で適切な指示及び指導を与える責任、権利及び義務を有し、国がこれを尊重する」と定めています。

子どもは個別の発達段階に応じて、より速く大人の保護を必要とする時期や場面から、次第に子ども自身による自律的な行使が可能となる時期や場面に移行します。

親や大人は、いまだ未熟な存在であるといえ、子どもが権利の主体者として、一つの独立した人格を持つ存在であることを常に念頭に置き、子どもが大人になるまでの間、その発達しつつある能力に応じて、適切に導く責任があるとしています。

子どもの権利条約

○ポーランドが子どもの権利について条約化を提案。起草に10年がかかる。全64条の条約。

○1989年10月22日、国際連合第44回総会で満場一致で採択。1991年9月2日、発効。

※日本

1990年9月2日、署名。
1994年4月22日、批准。世界で158番目。

意見表明権=子どもが意見を聴かれる権利

意見表明権は、子どもの権利条約の特徴をなす重要な価値を構成するもの。

意見表明権⇒意見を聴かれる機会が与えられる
その意見が正当に尊重される

子どもが意見を言いやすいように支援し、必要な場合には、子どもが言いたいことを汲み取って意見を聴く側に大人に適切に伝えるなど、子どもに寄り添う役割をする意見表明支援者も必要。
⇒アドボカシー (advocacy)

児童福祉分野での取り組み

○子どもの意見聴取等措置を法定化 (令和4年の児童福祉法改正)

○施設入所措置、里親委託措置、入所の措置の変更、一時保護の決定、在宅指導の措置などの子どもの生活に大きな影響を及ぼす重要な決定の際には、措置の決定に先立ち子どもの意見を聴取し、聴取した意見について検討を行った上で措置を決定する。そして、その意見聴取及び検討の状況を記録として保存する。

子どもの権利について

「子どもの権利」の大切さが広く認識されるようになっていきます。その一つに「子どもには『意見を表明する権利』があり、またそれを『聴かれる権利』を持っている」という理念があります。福祉、教育、医療、司法等子どもに関わる対応の現場で子どもの権利を大切にすることが求められていますが、それが容易ではないことも感じています。

児童福祉の分野がどのようにして子どもの権利が守られる仕組みを整えようとしているか、ご紹介したいと思います。

子どもの権利条約の基本構造と一般原則

- 基本構造
 - ・生きる権利
 - ・守られる権利
 - ・育つ権利
 - ・参加する権利 (第12条：意見表明権)
- 一般原則
 - ・差別の禁止
 - ・最善の利益
 - ・生命・生存・発達保障
 - ・意見表明権 (第12条)

子どもの権利擁護が必要とされる理由

社会における意思決定にあらゆる人の多様な声や考え方が反映されることは、民主的で公正で平等な社会を築くために重要と言えます。

18歳になると子どもは大人として完全な権利行使が認められ、同時に責任を負うこととなります。18歳になるまでの期間に、年齢や成熟度に応じて、意見を聴かれ、意思決定に参加することで、子どもがそのスキルを獲得していくことが可能となります。そういう観点で、子ども時代に子どもが声を聴かれることは重要な意味を持つと言えると思います。